

国土交通省告示第(14・1)号(平成二十年 月 日)
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十四条第一号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を次のとおり定める。
平成 年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

- 第一 建築士法第十四条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目は次の各号に定めるもののいずれかとする。
- 一 次のイからリまでに定める科目(以下「必修科目」という。)のすべてを履修した総単位数が六十単位以上となるもの。
- イ 七単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習(建築物等の建築工事を実施するために必要となる図面等の作成を行うことができるようにするため建築物等の形態、建築材料及び構造等を決め、それを図面に表示することを標準的な内容とするものをいう。)
- ロ 七単位以上の建築計画に関する講義又は演習(空間における建築物等の配置に係る計画を作成する際に考慮することが必要となる人間の行動及び意識並びに建築物等及びその周辺の空間のあり方が人間の行動及び意識に与える作用に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- ハ 二単位以上の建築環境工学に関する講義又は演習(建築物の室内における光、音、空気、温度等の環境が人の健康等に与える影響に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- ニ 二単位以上の建築設備に関する講義又は演習(快適な室内環境の形成及び維持のために必要な換気、暖房、冷房等の設備、建築物の安全性を確保するために必要な消火、排煙等の設備及びそれらの設備を運転するために必要な電気、ガス等の設備その他の設備に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- ホ 四単位以上の構造力学に関する講義又は演習(建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- ヘ 三単位以上の建築一般構造に関する講義又は演習(建築物等の一般的な構造に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- ト 二単位以上の建築材料に関する講義又は演習(建築物等に使用される木材、鋼材、コンクリート等の材料に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- チ 二単位以上の建築生産に関する講義又は演習(建築物等の企画、設計、工事施工等の建築物が生産される過程に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- リ 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習(建築物等に関する基準等を定めた法令及び建築行政等に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- 二 必修科目のすべてを履修した総単位数が六十単位に満たない場合において、当該必修科目のすべてを履修した総単位数と必修科目以外の建築に関する一又は複数の科目の総単位数の合計が六十単位以上となるもの。
- 第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学を卒業した者については大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の例によるものとし、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。
- 附則
この告示は建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日から施行する。